

天理図書館特別本閲覧規程

1. 本館の特別本の閲覧はこの規定による。
2. 特別本とは以下のものをいう。
 - 1) 貴重書（符号イ）
 - 2) 綿屋文庫（符号わ・れ・ざ）古義堂文庫（符号古）吉田文庫（符号吉）などの特別文庫
 - 3) 近世文書（符号近）
 - 4) 以上に準ずる図書資料。
3. 閲覧希望者は、事前に、図書資料名・閲覧理由及び希望日を具体的に記載した閲覧願により、本館館長の許可を得る。

ただし、学生・大学院生は、上記願書に指導教員の紹介状を添え、所属大学図書館を通して申し込むものとする。

なお、閲覧願は、最低2週間以上の余裕をもって申し込み、来館時には本館が送付した許可状を持参する。
4. 閲覧に際しては、特別本閲覧細則を順守する。
5. 特別本の館外貸出は行わない。
6. 図書資料を亡失汚損した者は、本館で指定する相当の責務を負わねばならない。
7. 図書資料の撮影・掲載については別にこれを定める。

付則 本規程は、昭和45年12月1日付の規程を廃し、平成16年4月1日より実施する。

注 意 下記の資料は、原則として原本での閲覧は許可しない。

- 1) 文化財指定書（重要美術品も含む）
- 2) 天理図書館善本叢書など影印複製されている資料
- 3) マイクロ・フィルム、または写真版複製のある資料
- 4) 損傷、破損、またはその恐れのある資料
- 5) 球儀類及び大型の地図類・屏風等の資料
- 6) その他（内規で定める資料）

天理図書館特別本閲覧細則

1. 閲覧にあたっては、特別本読書証に所定の項を明記し、閲覧係に申し出る。
2. 閲覧は所定の日時に所定の席で行う。閲覧日は土・日曜日及び祝日を除く平日とする。また本館で定める下記の日及び期間は除く。
毎月末（但し3月は20日、12月は24日。当日が土・日曜日の場合は金曜日に繰り上がる。）

1月26日	(春季大祭)
3月21日－31日	(春期休業)
4月18日	(教祖誕生祭)
8月1－31日	(夏期休業)
10月18日	(開館記念日)
10月26日	(秋季大祭)
12月25－1月7日	(冬期休業)

不定期（曝書約2週間）

閲覧時間は月曜－金曜日の午前9時－午後4時30分までとする。但し12時－1時の間は出納を行わない。
3. 1日に閲覧できる資料は5点以内とする。多巻もの、叢書ものについては、その点数・冊数を制限する場合がある。
また、閲覧は一時に3点6冊（特別本以外の図書の場合は、それも含む）以内を原則とする。
4. 閲覧にあたっては一切の原形を変更しないよう取り扱いに注意し、筆写は鉛筆に限る。また透写及び撮影を禁ずる。
(詳しくは「特別本の閲覧について」参照)
5. 閲覧中に一時所定の席を離れる際は、その間図書資料を閲覧係に預ける。